

教育改革特区(新しいタイプの学校の創設) (第3次提案)

1 第3次提案について

構造改革特区の第3次提案募集について、「教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)」を提案した。(平成15年6月提案)

2 提案内容

(1) 今回の提案の特徴

前回提案では、NPO 等による公立学校の管理・運営の提案を行ったが、今回は、独立行政法人による公立学校の管理・運営とし、理事会方式の運営、寄付金の提供などへの地域住民の教育への関与を一層強める仕組みづくりを提案した。

(2) 提案の概要

計画の名称	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設
特区構想の内容	地方独立行政法人の管理・運営する「新しいタイプの学校」は、理事会方式の運営や、寄付金の提供などで、地域住民がより積極的に学校運営に関与することが可能となる。また、杉並区の派遣するいわゆる県費負担教職員と独立行政法人の採用する教職員による少人数教育を行う。小中一貫校では「無学年スキル学習の導入」などによる基礎・基本の確実な定着と、児童生徒が将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成を旨とする「学習リテラシー」の育成をはかり、「学び上手な子ども」を育成する。全寮制学校では、寮生活を活用し、自然体験を重視した全人格的な学びの場を創造する。
規制の特例の内容	新しいタイプの学校の創設 (「小中一貫校」、「全寮制学校」の創設) ・学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 (地方独立行政法人による公立学校の管理・運営) ・県費負担教職員(校長を含む)の任命権の付与 ・市区町村任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保 ・県費負担教職員の旅費・超過勤務等手当の市区町村による負担 ・授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大 ・教科書採択権限の当該校への委譲 ・地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする

(次ページに続く)

(3)提案結果

提案内容	結 果
<ul style="list-style-type: none"> 学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 (地方独立行政法人による公立学校の管理・運営) 	<ul style="list-style-type: none"> 本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。 地方独立行政法人による公立学校の管理・運営については、教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること 公立学校の教職員の身分の取扱いについて、慎重な検討が必要であること 教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと 教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があることといった課題について検討を進めているところであり、特区において導入することは困難。【文部科学省回答】
<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員(校長を含む)の任命権の付与 市区町村任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保 県費負担教職員の旅費・超過勤務等手当の市区町村による負担 	<ul style="list-style-type: none"> 本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。 公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象になっていなかった形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。【文部科学省回答】
<ul style="list-style-type: none"> 授業料の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> 国公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは困難である。【文部科学省回答】
<ul style="list-style-type: none"> 教科書採択権限の当該校への委譲 	<ul style="list-style-type: none"> 本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。【文部科学省回答】
<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で地方独立行政法人立学校の制度の導入を前提とした個別の事項について回答することは困難である。【文部科学省回答】 寄付金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を管理・運営するという地方独立行政法人の行う事業内容のみならず、法人制度の趣旨も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は地方独立行政法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、「従来型の財政措置を講じない」とする「構造改革特区推進の基本方針」に鑑み、検討要請の対象とはなり得ない。【財務省回答】

3 今後の対応

引き続き特区推進室及び関係省庁の検討状況をみながら、特区の活用について検討する。